

～認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するために～

# 河内長野市認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは...

河内長野市が保険契約者として個人賠償責任保険に加入することで、認知症高齢者等(被保険者)が日常生活における偶然の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合などに、保険金の支払いを受けることができます。

被保険者の保険料の自己負担はありません。(河内長野市が保険料を全額負担します。)

【対象者】 下記①～④の全てを満たす方

- ①「河内長野市認知症高齢者SOSネットワーク事業」に事前登録をしている方
- ②河内長野市に住民登録がある40歳以上の方
- ③自宅で生活している方
- ④認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上の方、または認知症の診断書を提出した方

【補償内容】

■個人賠償責任補償:日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等(誤って線路に立ち入る等して、電車等の財物損壊が無くても、電車等を止めてしまった場合も含む)により、法律上の賠償責任を負う場合に保険金が支払われます。

○補償額:1回の事故について、最大1億円

■見舞費用補償:日常生活に起因する偶然な事故で他人にケガをさせ、ケガをされた方がその事故の直接の結果として死亡した場合、賠償責任の有無にかかわらず保険金が支払われます。

○補償額:15万円

■ケガの補償:被保険者が交通事故等によるケガで死亡した場合、または後遺障害が生じた場合に後遺障害の程度に応じて、保険金が支払われます。

○補償額:死亡 50万円、後遺障害 2万円～50万円

【その他】

保険期間は、申請日から市が保険会社と契約する期間の終期までとします。なお、保険期間は1年ごとに自動更新となります。

お申込み  
お問い合わせ

河内長野市 福祉部 地域福祉高齢課 高齢者支援係

TEL 0721-53-1111 (平日:AM9:00～PM5:30)